

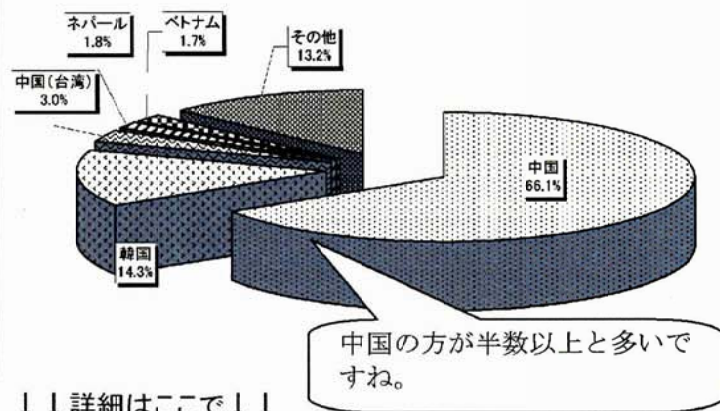


事務所だより9月

◆外国人留学生の日本企業への就職状況◆

法務省入国管理局が発表(h22.7.9)した、平成 21 年度における「留学」および「就学」の在留資格を有する外国人(「留学生等」)の日本企業等への就職状況によれば、平成 21 年度に日本企業等への就職を目的として「在留資格変更許可申請」を行った件数は 10,230 件で、このうち 9,584 件が許可されており、前年の許可数である 11,040 件より 1,456 件(13.2%)減少したそうです。

図4 許可人員上位5か国(出身地)の占める割合(平成21年)



↓↓詳細はここで↓↓

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00020.html

◆緊急人材育成・就職支援基金◆

厚生労働省は、「緊急人材育成・就職支援基金」について、予算は約 2,000 億円・あるのだろうか？

「緊急人材育成支援事業」失業手当の切れた失業者や雇用保険の対象外である非正規労働者、自営業を廃業した人などを対象に、職業訓練を受けることを条件として月額 10 万円の生活費を支給するというものです。利用者は今年7月までに 10 万人を超えています。

「中書企業等雇用創出支援事業」実習型雇用を行った事業主には、実習型雇用終了後に実習型試用雇用奨励金・実習型雇用助成金が支給されます。→ 月額10万円

実習型雇用終了後に常用雇用として正規に雇い入れた場合、正規雇用後の6か月の定着と、さらにその後の6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。

→ 100万円

常用雇用後の職場定着のため、さらに必要な知識・技能等を身につける教育訓練を実施した場合、助成金が支給されます。

→ 上限50万円

雇用を創出したら助成金が支給・・・それもいいけど、事業が発展しなかったらまた解雇とか・・・根本的解決には、ならないですよね・・・

◆「年金型生命保険」二重課税は違法◆

今回問題となったのは、「年金払い特約付き生命保険」という、契約者と被保険者でもある夫が亡くなり、死亡保険金の受取人に指定されていた妻が死亡保険金を一時金や年金で受け取ることができるタイプの保険ですが、「こども保険」や「個人年金保険」と呼ばれるものと同様のタイプのため、税金が還付される対象となる可能性があります。

実際に還付を受けるためには、自分が年金形式で受け取った保険金が還付の対象になるかの確認をする必要がありますが、税務署の他、実際に年金から所得税を天引きした生命保険会社で確認することができます。

還付対象に該当すれば、税務署に対して課税の誤りの訂正を求める手続き(更正の請求)を行う必要があります。

該当していても、税務署に請求しないと還付されません。

平成 22 年 (2010) 9 月

1	水	JRA 競争参加資格審査申請 日本中央競馬会 TEL03-3591-5251 平成 22 年 9 月 1 日～10 月 15 日(金)必着
2	木	
3	金	
4	土	電気主任技術者試験第 1 種及び第 2 種 1 次試験
5	日	1 級管工事施工管理技術検定試験 1 級学科試験 1 級造園施工管理技術検定試験 1 級学科試験
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	8 月分源泉徴収額 納付期限
11	土	
12	日	「京都文化祭典'10～KYOTO ART FESTIVAL～」 平成 22 年 9 月 12 日(日)から 10 月 31 日(日)まで(50 日間)
13	月	
14	火	
15	水	
16	木	京都府の入札参加資格申請が、11 月にあります。9 月中には経審申請をしましょう。主観点の加点項目が追加されています。等級区分と発注標準の見直しも予定されています。
17	金	
18	土	
19	日	
20	月	敬老の日
21	火	
22	水	
23	木	秋分の日 中秋の名月(十五夜) 月の出 京都では 17:29
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	7 月決算法人の確定申告 1 月決算法人の中間申告 8 月分社会保険料 納付期限

